

◇平成 21（2009）年 3 月 25 日 総務消防委員長報告

No.4 灰垣和美議員

おはようございます。総務消防委員会委員長報告を行います。

平成 21 年 3 月 11 日 第 1 回高槻市議会定例会において本委員会に付託されました休会中の審査事件、議案 8 件について、3 月 17 日午前 10 時から委員会を開き、審査しました。

これより、審査経過の概要及び結果の報告を申し上げます。

まず、議案第 14 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について申し上げます。

今回、条例を改正することになった経緯、主な改正点をただしたところ、平成 19 年 12 月に非常勤職員に対し、割り増し報酬を支給したことが、給料条例主義を定めた地方自治法に違反しているとして、住民監査請求があり、監査結果において、非常勤の割り増し報酬を定めた本市の規定は、給料条例主義に適合するとは認められないので速やかに関係規定の整備をするよう求められたこと、及び、他市の判決例なども踏まえ、規則などで報酬を規定していたものを、疑義が生じないように、過去に支払った割り増し報酬の分も含め、条例に規定し直したものである、との答弁がありました。

また、今回の改正で、1 つの職に 2 つの職層を設け、報酬額に差をつけた目的をただしたところ、保育所及び学校の給食調理嘱託員に指導主任という新たな職層を設け、役割に応じて報酬額に差をつけた。この従来の一律な処遇を見直す措置は、非常勤職員のモチベーションを維持し、より一層力を発揮できるものと考えている、との答弁がありました。

これに対し、本市の非常勤職員は、854 人で、全職員の 25.8% を占めている。行財政改革を進める上で、非常勤職員の拡大は一定やむを得ないものとするが、今回の条例改正を踏まえ、非常勤職員を明確に位置づけることにより、非常勤職員の処遇改善、均等待遇に向け取り組んでほしい、との要望がありました。

本件については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例中一部改正については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 高槻市職員の旅費に関する条例中一部改正については、旅費の算定を経済的、効率的な経路により計算する、という考えで改正するのであれば、定額で支給している宿泊費及び日当についても、実態に即し、また、経費削減の観点からも、見直す機会であり、検討してほしい、との要望があり、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 高槻市職員の退職手当に関する条例中一部改正については、国家公務員の退職手当に準じ、在職期間中の貢献度をよりの確に反映する今回の改正は、職員

のやる気を起こすことにつながり、賛成である、との意見、役職につくかどうかで仕事の貢献度をはかることは問題であり、役職についている人だけを増額するこの条例には賛成できない、との意見表明もあり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 高槻市職員の厚生制度に関する条例中一部改正について、及び議案第19号 高槻市市税条例中一部改正については、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成21年度高槻市一般会計予算（所管分）について申し上げます。

まず、総務費 総務管理費の防災指導員育成事業に関し、本市の自主防災組織率は35.7%と低いですが、組織率向上のため、市はどのような取り組みを考えているのか、とただしたところ、自主防災組織の向上には、防災指導員の活用が重要であると考え、防災指導員に実技を中心としたレベルアップ講習へ参加してもらい、地域への指導力と災害時の実践力の向上を目指している、との答弁がありました。

これに対し、連合自治会へ加入していない自治会は、防災訓練への参加もなく、連携がとれないなど、情報が伝わらないのではないかと、この指摘、自主防災組織の中にも温度差があり、うまく機能していない組織への対応が必要である、との意見もありました。

次に、同じく、コールセンター事業に関し、費用対効果や庁内体制の問題から、コールセンターの設置を断念した自治体が多い中で、本市は、平成22年度中に事業を開始することを決定したが、導入に至った経緯、課題をただしたところ、コールセンター事業は、専門オペレーターによる迅速丁寧な対応による住民サービスの向上や業務の効率化などのメリットがある反面、多額のシステム構築費や年間運営費がかかることなどの課題があったが、費用対効果として6年間で予測したところ、2億8,000万円の費用が想定されるのに対し、4億円の効果が期待できるものと見込んでおり、また、導入により、市民サービスの向上、住民満足度の向上につながるものと判断したところである。個人情報保護や休日、時間外の対応など課題の詳細については、21年度に策定する基本計画の中で決めていく予定である。また、オペレーターの空き時間の業務について、情報提供、調査業務、税の滞納者への催告業務などを検討している自治体もあるが、今後の検討課題である、との答弁がありました。

これに対し、単に電話を受けるだけでなく、電話をかけることも検討しているのは、どこまでも業務が拡大し、個人情報保護の面でも懸念がある、との意見もありました。

このほか、政策形成支援制度について、部局の垣根を越えた研究支援をするものであり、積極的に活用し、簡素で効率的な行財政運営に取り組んでもらいたい、との要望、業務精査については、すべての業務を見直し、その結果を行革の対象としているが、効率的な行財政運営を優先させている今のやり方では、市民サービスや福祉などの予算が削減され、問題ではないかと、この意見もありました。

なお、本予算に関し、国民投票のシステム開発や、コールセンター事業の導入予算が計

上されていることなどから賛成できない、との意見表明もありました。

本件については、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成21年度高槻市財産区会計予算については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を申し上げます。

平成21年3月25日

総務消防委員会委員長 灰 垣 和 美

以上でございます。よろしく願いをいたします。